



上経第148号
令和 8 年 7 月 29 日

横手市上下水道事業経営協議会
会長 奥山 和彦 様

横手市長 高橋



諮問書
(水道料金改定の検討について)

横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第 8 条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

料金改定の是非、料金算定期間、改定時期、改定率、料金体系及び付帯条件等

2. 諮問の趣旨

横手市の水道料金は、合併前の旧市町村の料金を統一するため、平成 19 年 12 月に改定を行い、平成 20 年 7 月からの経過措置期間を経て、全市統一した料金体系が整いました。以降、消費税率の改正に伴う改定を除き、料金改定は実施しておりません。

近年、人口減少や節水器具の普及により料金収入が減少している一方、施設・管路の老朽化に伴う更新需要の増大や物価上昇による維持管理費の高騰など、水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。

こうした状況を踏まえ、将来にわたって持続可能な経営基盤を確立し、安定した給水サービスを継続していくためには、基幹施設及び管路の適正な更新需要を見据えた上で、水道料金のあり方について早急に検討する必要があると判断いたしました。

つきましては、貴協議会におきまして、この諮問について十分にご審議いただき、答申を賜りますようお願い申し上げます。

3. 答申希望時期

令和 8 年 11 月頃